

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

令和4年10月から法律改正により被保険者数が常時101人～500人の企業（※）で働く以下の条件に該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方について、社会保険の加入が義務化されます。

（※）法人は法人番号が同一の全適用事業所を合計して、個人事業所は個々の適用事業所ごとに計算します。

◇週の所定労働時間が20時間以上

◇2か月を超える雇用の見込がある

◇月額賃金が8.8万円以上

◇学生ではない

令和4年10月に当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、後日、個別にご案内させていただきますこととしております。短時間労働者に対する適用拡大について詳しくお知りになりたい場合は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

注意事項 年末年始における厚生年金保険料等の口座振替日にご留意ください

令和3年11月分の厚生年金保険料等の口座振替日は令和4年1月4日（火）です。厚生年金保険料等を口座振替により納付されている事業主の皆さまは残高不足とならないよう、ご確認をお願いします。

なお、領収結果は令和4年1月にお知らせすることとしていますが、一部の金融機関においては、お知らせが令和4年2月になる場合がありますので、ご了承ください。

ご案内

養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置における確認書類の添付が一部省略可能となりました

『厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書』『厚生年金保険（船員）養育期間標準報酬月額特例申出書』の提出にあたっては、次の2つの確認書類の添付を必須としていました。

【確認書類（1と2の書類はいずれもコピーは不可です）】

1. 被保険者と養育する子の身分関係および子の生年月日を証明できる書類
⇒ 戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書
2. 被保険者と養育する子が同居していることを確認できる書類
⇒ 住民票の写し

このたび、マイナンバーによる行政機関の情報連携の仕組みの活用により、被保険者と養育する子の両方のマイナンバーを申出書に記載することで、「2. 被保険者と養育する子が同居していることを確認できる書類」（住民票の写し）の添付が省略可能となりました。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

≪養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置とは≫

次世代育成支援の拡充を目的とし、3歳までの子どもの養育等により勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それにもなって標準報酬月額が低下した場合、子どもを養育する前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる仕組みとして設けられたものです。

※退職後に被保険者であった方が申し出することも可能です。

ご案内 年金委員に対する表彰の実施について

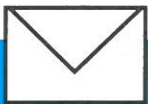
- ◇日本年金機構では、政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々に、その功績を讃え「厚生労働大臣表彰」、「日本年金機構理事長表彰」および「日本年金機構理事表彰」を行いました。
- ◇表彰者については、日本年金機構のホームページで公表しております。
詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

これまでのご功績に心より感謝申し上げます。今後とも引き続きご協力をお願い申し上げます。

《年金委員とは》

厚生労働省から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の適用、給付、保険料等について、社内で啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人未満の被保険者がいる事業所は1名以上、300人以上の被保険者がいる事業所は2名以上の設置をお願いしております。

年金委員は、年金委員研修の参加を通じて、制度への知識をより深めていただくほか、他の年金委員との意見交換を行うこともできます。年金委員がいらっしゃらない場合は、ぜひ委員の推薦をご検討いただきますようお願い申し上げます。



年金だより

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

「ねんきんネット」は、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも確認できるサービスです。

- ◇ご自身の「国民年金の記録」や、「お勤めになられた会社の履歴」など確認することができます。
- ◇「年金の受給開始を遅らせた場合」や「働きながら年金を受け取る場合」など状況に合わせて年金の見込額を試算することができます。
- ◇「ねんきんネット」を利用するには「ご利用登録」が必要です。日本年金機構ホームページから「新規登録」を行うほか、マイナポータルからログインすることもできます。
従業員の皆さまへぜひご周知くださるようお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「ねんきんネット」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>